

## 令和 3 年度第 1 回島根県医療審議会薬事部会（報告）

薬 事 衛 生 課

## 1. 開催日時

令和 3 年 7 月 28 日（水）19:00～20:00

## 2. 部会長の選任

島根県医療審議会薬事部会設置要綱第 3 条第 2 項の規定により、島根県薬剤師会会長の陶山委員が部会長となることについて、承認された。

## 3. 議事

- (1) 島根県医療審議会薬事部会設置要綱の改正について  
当該要綱の施行期日及び準備行為の規定が定められていなかったため、当該要綱の改正案の提出し、承認された。
- (2) 島根県医療審議会薬事部会の公開について  
島根県情報公開条例第 7 条各号（非公開情報）に掲げる情報が含まれる事項について審議、審査又は調査等を行う場合であるため、本薬事部会を非公開とすることについて、承認された。
- (3) 地域連携薬局の基準について  
薬機法施行規則第 10 条の 2 第 4 項第 1 号において、居宅等での調剤及び服薬指導の回数が月平均 2 回以上と規定されており、また、ただし書きの部分においては、都道府県知事が別に定める回数をもって代えることができることが規定されている。当該別に定める回数については、別途定めないことが、承認された。
- (4) 専門医療機関認定薬局の基準について  
薬機法施行規則第 10 条の 3 第 3 項第 1 号に規定される、がんに係る専門的な医療の提供等を行う医療機関とは、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等及び都道府県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関であることが示されていることから、「がん診療連携拠点病院」、「がん診療連携推進病院」及び「がん診療連携拠点病院に準じる病院」とすることが、承認された。
- (5) 薬局の認定に係る調査審議について  
認定の申請がある度、本薬事部会を開催することは困難のため、本薬事部会において認定結果を事後報告することとし、認定に係る重要事項についての審議が必要な場合は、速やかに本薬事部会を開催することについて、承認された。